

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

計画期間：2025年4月1日～2030年3月31日の5年間

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、社員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境を整備するため、下記の通りとしました。

目標1 男性社員の子育て目的の休職等利用回数 年度につき1件以上

・育児休職等制度の周知を行い、制度対象の男性社員について育児休職等の利用促進を図る。

目標2 年間休日数(特別休日)を増やす 期間内に5日以上

・時間外・休日労働を削減し、仕事と子育ての両立を図るため、就業規則の特別休日を増やすことで年間休日数の増加を図る。